

議案第9号

匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(匝瑳市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「職員」を「職務」に、「その」を「当該」に、「より」を「より生じる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生じる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第

2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に、「その」を「当該」に、「の翌日」を「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第6条を第15条とし、第5条の次に次の9条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師が占める職を除く。第8条から第12条までにおいて「管理監督職」という。)とする。

(1) 匝瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匝瑳市条例第45号)

第9条第1項に規定する職

(2) 匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成24年匝瑳市条例第4号)第5条に規定する職

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに相当する職として市長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(次条及び第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等をするに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(第3号並びに次条及び第12条において「他の職への降任等」という。)をするに当たっては、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、法第28条の2第1項本文の規定による降任又は転任（以下この項において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職及び管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群

の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長する場合又は同条第3項の規定により他の管理監督職に降任若しくは転任（降給を伴う転任に限る。）をする場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、期日を定めて延長された当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由がなくなった場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該延長の事由がなくなったときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）

を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

附則第3項を次のように改める

（定年に関する特例）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則に次の3項を加える。

4 匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年匝瑳市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第1項ただし書に規定する医師に相当する職員については、前項の規定は、適用しない。

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

する。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書に規定する医師及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1項ただし書に規定する医師に相当する職員を除く。以下同じ。）が年齢60歳に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員である場合にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(匝瑳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 匝瑳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年匝瑳市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(匝瑳市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 匝瑳市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」

を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 匝瑳市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

（匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号）第13条又は第14条1項」に、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（匝瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第16条の表中「第4条第9項」を「第4条第8項」に、「第4条第10項」を「第4条第9項」に改める。

第19条第2号中「28条の5第1項」を「22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」改める。

附則に次の1項を加える。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

- 3 育児短時間勤務職員等についての給与条例附則第15項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(匝瑳市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 匝瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匝瑳市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「1号給)」を「の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第5条の2第1項を次のように改める。

匝瑳市職員の定年等に関する条例(平成18年匝瑳市条例第29号。以下「定年条例」という。)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2第2項を削る。

第24条第2項各号列記以外の部分中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第2項中「第10条」を「第4条第8項及び第9項、第5条、第1

0条」に、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年条例第13条又は第14条第1項」に改める。

附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項及び第9項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年匝瑳市条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1項ただし書に規定する医師に相当する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 定年条例第3条ただし書に規定する医師
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項にお

いて「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。)であって、附則第17項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第17項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第17項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 行政職給料表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」
に、

187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	を
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

基準給料 月額	に						
円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	

改める。

別表第2 教育職給料表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」
に、

227,500	271,100	を
---------	---------	---

基準給料月額	基準給料月額	に
円 227,500	円 271,100	

改める。

別表第3 医療職給料表ア医療職給料表（2）中「再任用職員」を「定年前再
任用短時間勤務職員」に、

188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	を
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
------------	------------	------------	------------	------------	------------

円	円	円	円	円	円
188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

に

」

改める。

別表第3 医療職給料表イ 医療職給料表（3）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
円	円	円	円	円
235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

に

」

改める。

（匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
第7条 匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年匝瑳市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号）第13条又は第14条第1項」に改める。

（匝瑳市職員の再任用に関する条例の廃止）

第8条 匝瑳市職員の再任用に関する条例（平成25年匝瑳市条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第37項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の匝瑳市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の匝瑳市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。
- 5 第6条の規定による改正後の匝瑳市職員の給与に関する条例（以下「新給与

条例」という。) 附則第 15 項の規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項の規定又は附則第 2 項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 6 令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項の規定又は附則第 2 項の規定により勤務している職員に対する第 5 条の規定による改正後の匠瑳市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児条例」という。）第 2 条及び第 9 条並びに第 3 条の規定による改正後の匠瑳市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（以下「新公益的法人派遣条例」という。）第 2 条第 2 項及び第 10 条の規定の適用については、新育児条例第 2 条第 2 号及び第 9 条第 2 号並びに新公益的法人派遣条例第 2 条第 2 項第 4 号中「されている職員」とあるのは「されている職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 3 条第 5 項又は匠瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年匠瑳市条例第 号）附則第 2 項の規定により勤務している職員」と、新公益的法人派遣条例第 10 条中「第 2 条第 2 項各号」とあるのは「匠瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第 6 項の規定により読み替えて適用する第 2 条第 2 項各号」とする。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 7 任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第 12 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項の規定又は附則第 2 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの

間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第12項第13項、第15項、第16項、第18項若しくは第19項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

9 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範

団内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 10 前項の規定による暫定再任用職員（附則第7項、第8項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項又は第19項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 11 任命権者は、附則第9項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 12 任命権者は、附則第7項の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合（次項並びに附則第18項及び第19項において「組合」という。）における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 13 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第8項の規定によるほか、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 14 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。
- 15 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後

に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。附則第18項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条約定年をいう。附則第19項及び第36項において同じ。）に達している者（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。

18 任命権者は、附則第15項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条約定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

19 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第16項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者で

あって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

20 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。

21 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

22 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

23 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

24 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第7項から第20項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項、次項及び附則第27項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

26 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

27 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第25項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

28 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第30項及び第34項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び単純な労務に雇用される者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される匝瑳市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

29 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例第16条に規定する育児短時間勤務等をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

30 暫定再任用短時間勤務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される匝瑳市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第5項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 1 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第3項、第29条第2項及び第33条第2項の規定を適用する。
- 3 2 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年匝瑳市条例第 号）」附則第10項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 3 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条第3項の規定を適用する。
- 3 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第13条第1項並びに第19条の規定を適用する。
- 3 5 暫定再任用職員に対する新公益的法人派遣条例第2条第2項及び第10条の規定の適用については、新公益的法人派遣条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年匝瑳市条例第 号）附則第10項に規定する暫定再任用職員を除く。）」と、第10条中「第2条第2項各号」とあるのは「匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第35項の規定により読み替えて適用する第2条第2項各号」とする。
- （定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 3 6 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相

当年齢が新定年条例第 3 条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職 (以下「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。) に、基準日の前日までに新定年条例第 1 3 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者 (基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。) のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者 (当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者) を、新定年条例第 1 3 条又は第 1 4 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員 (当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢)

37 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

(委任)

38 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(参考)

匝瑳市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、国保匝瑳市民病院及び匝瑳市介護老人保健施設そうさぬくもりの郷において、医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号に掲げる事由がある<u>と認める</u>ときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）<u>（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</p> <p>_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、国保匝瑳市民病院及び匝瑳市介護老人保健施設そうさぬくもりの郷において、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に_____に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>そ</u></p>

該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員
の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい
支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別
の事情があるため、当該職員
の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場
合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承
認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長
することができる。ただし、当該職員は、当該職員に係る定年退職日（同項ただ
し書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期
間の末日）の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の
規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2
項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定
により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認
めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものと
する。

5 略

第5条 略

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職
（医師が占める職を除く。第8条から第12条までにおいて「管理監督職」とい
う。）とする。

(1) 匝瑳市職員の給与に関する条例（平成18年匝瑳市条例第45号）第9

の職員
の退職により

公務の運営に著

しい支障が生じるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職
員の退職による欠員を容易に補充することができないとき

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別
の事情があるため、その職員
の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場
合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年
を超えない範囲内で期限を延長
することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日

から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の
規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項

の期限又は第2項の規定
により延長された期限が到来する前に第1項の事由が生じなくなつたと認
めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職さ
せることができる。

5 略

第5条 略

条第1項に規定する職

(2) 匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年匝瑳市条例第4号）第5条に規定する職

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに相当する職として市長が定める職（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（次条及び第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等をすするに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（第3号並びに次条及び第12条において「他の職への降任等」という。）をすするに当たっては、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、法第28条の2第1項本文の規定による降任又は転任（以下この項において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職及び管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をすする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができ
る。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、

他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数
の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別職
成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。
以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定
管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準
職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当
該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管
理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を占める職員の他
の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができ
ず公務の運営に著しい支障が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督
職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期
間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占め
たまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の
他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定によ
り延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に
規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間
を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定によ
り異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督
職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市
長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超え
ない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間（同条の規定により延長された
期間を含む。）を延長する場合又は同条第3項の規定により他の管理監督職に降任
若しくは転任（降給を伴う転任に限る。）をする場合には、当該職員の同意を得な
ければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、期日を定めて延長された当該異動期間の期限を繰り上げることができるとする。

（異動期間の延長事由がなくなった場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該延長の事由がなくなつたときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日という。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（委任）

第15条 略

（委任）

第6条 略

附 則

1・2 略

(定年に関する特例)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年匝瑳市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第1項ただし書に規定する医師に相当する職員については、前項の規定は、適用しない。

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書に規定する医師及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1項ただし書に規定する医師に相当する職員を除く。以下同じ。）が年齢60歳に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員

附 則

1・2 略

(調理員及び用務員の定年の特例)

- 3 調理員及び用務員の次の表の左欄に掲げる期間に生まれた者における第3条の規定の適用については、同条中「60年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和17年4月1日から昭和19年3月31日まで	63年
昭和19年4月1日から昭和20年3月31日まで	62年
昭和20年4月1日から昭和21年3月31日まで	61年

(異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員である場合にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(参考)

匝瑳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第2条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条・第2条 略 (報告事項)	第1条・第2条 略 (報告事項)	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略 以下 略	第1条・第2条 略 (報告事項)	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略 以下 略	

(参考)

匝瑳市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第3条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条 略 (職員の派遣) 第2条 略	第1条 略 (職員の派遣) 第2条 略	第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員	第1条 略 (職員の派遣) 第2条 略	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)
(2) 略	(2) 略		(2) 略	(2) 略	(2) 略
(3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)		(3) 地方公務員法	採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)	第22条に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)
(4) 略	(4) 略		(4) 略	(4) 略	(4) 略
(5) 匝瑳市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。) が延長された管理監督職を占める職員	(5) 匝瑳市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。) が延長された管理監督職を占める職員		(5) 略	(5) 略	(5) 略
(6) 略	(6) 略		3 略	3 略	3 略
以下 略	以下 略		以下 略	以下 略	以下 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員）にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第12条 略

（年次休暇）

第13条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

第14条～第18条 略

（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

以下 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第12条 略

（年次休暇）

第13条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

第14条～第18条 略

（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

以下 略

(参考)

匝瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 後	改 正 前						
<p>第1条 略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>第2条の2～第8条 略 （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条～第15条 略 （育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1326 1144 1469 2101"> <tr> <td data-bbox="1326 1809 1469 2101">第4条第8項</td> <td data-bbox="1326 1641 1469 1809">決定する</td> <td data-bbox="1326 1144 1469 1641">決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定によ</td> </tr> </table>	第4条第8項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定によ	<p>第1条 略 （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>第2条の2～第8条 略 （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第10条～第15条 略 （育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1326 114 1469 1070"> <tr> <td data-bbox="1326 775 1469 1070">第4条第9項</td> <td data-bbox="1326 607 1469 775">決定する</td> <td data-bbox="1326 114 1469 607">決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定によ</td> </tr> </table>	第4条第9項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定によ
第4条第8項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定によ					
第4条第9項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間条例第2条第2項の規定によ					

		り定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第9項及び第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
第17条第1項各号 列記以外の部分の項 ～第24条第6項の 項 略		

第17条・第18条 略

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」）を除く。）
（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略
第21条～第25条 略

附 則

1・2 略

		り定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第10項及び第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
第17条第1項各号 列記以外の部分の項 ～第24条第6項の 項 略		

第17条・第18条 略

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」）を除く。）
（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

第21条～第25条 略

附 則

1・2 略

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

3 育児短時間勤務職員等についての給与条例附則第15項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(参考)

匝瑳市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 後	改 正 前
第1条～第4条 略 (昇給の基準) 第5条 略 2 略 3 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じた規則で定める基準に従い決定するものとする。 4～7 略 第5条の2 匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号。以下「定年条例」という。）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	第1条～第4条 略 (昇給の基準) 第5条 略 2 略 3 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「1号給」 4～7 略 第5条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第6条から第23条 略 (期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準

日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

第25条・第26条 略

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

第28条 略

(特定の職員についての適用除外)

第29条 略

日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

第25条・第26条 略

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

第28条 略

(特定の職員についての適用除外)

第29条 略

2 第4条第8項及び第9項、第5条、第10条、第11条並びに第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

第30条～第32条 略

(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)

第33条 略

2 単純な労務に雇用される者であって、定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用されたものに支給する給与の種類は、前項の規定にかかわらず、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 略

第34条～第36条 略

附 則

1～14 略

1.5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第17項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項及び第9項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に應じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

1.6 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年匝瑳市条例第 号)第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1項ただし書に規定する医師に相当する職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 定年条例第3条ただし書に規定する医師

2 第10条は、再任用職員には、適用しない。

第30条～第32条 略

(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)

第33条 略

2 単純な労務に雇用される者であって、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたものに支給する給与の種類は、前項の規定にかかわらず、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 略

第34条～第36条 略

附 則

1～14 略

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、附則第17項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第17項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第17項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 略	1の 項～ 12の 5の 項 以外 の職員 略	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 略

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員 略	1の 項～ 12の 5の 項 以外 の職員 略	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 略

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級	
		給料月額	標準給料月額	給料月額	標準給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	1 の項～1 6 1 の項 略				
			標準給料月額		標準給料月額
定年前再任用短時 間勤務職員		円	円	円	円
		227,500		271,100	

備考 略

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給料月額	標準給料月額										
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1 の 項～ 1 1 3 の 項 略												
		標準給料月額	標準給料月額										
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700		215,300		243,500		256,900		282,100		322,800	

備考 略

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級	
		給料月額	標準給料月額	給料月額	標準給料月額
再任用職員 以外の職員	1 の項～1 6 1 の項 略				
			標準給料月額		標準給料月額
再任用職員		円	円	円	円
		227,500		271,100	

備考 略

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給料月額	標準給料月額										
再任用 職員 以外の 職員	1 の 項～ 1 1 3 の 項 略												
		標準給料月額	標準給料月額										
再任用 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700		215,300		243,500		256,900		282,100		322,800	

備考 略

イ 医療職給料表 (3)

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1の項～ 157の 項略	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
定年前再 任用短時 間勤務職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 略

以下 略

イ 医療職給料表 (3)

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員	1の項～ 157の 項略					
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
再任用職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 略

以下 略

(参考)

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第7条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条 略 (給与の種類)					
第2条 企業職員であって、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職を占めるもの(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員であって、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職を占めるもの(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員であって、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職を占めるもの(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員であって、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職を占めるもの(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員であって、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職を占めるもの(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員であって、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職を占めるもの(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 略					
第3条～第21条 略 (特定の職員についての適用除外)					
第22条 略					
2 略	2 略	2 略	2 略	2 略	2 略
3 第6条から第8条までの規定は、 <u>匝瑳市職員の定年等に関する条例(平成18年匝瑳市条例第29号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	3 第6条から第8条までの規定は、 <u>匝瑳市職員の定年等に関する条例(平成18年匝瑳市条例第29号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	3 第6条から第8条までの規定は、 <u>匝瑳市職員の定年等に関する条例(平成18年匝瑳市条例第29号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	3 第6条から第8条までの規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	3 第6条から第8条までの規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	3 第6条から第8条までの規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>
4 略	4 略	4 略	4 略	4 略	4 略
以下 略					